

**差出人:** 安野明彦 (名古屋地裁民事訟廷) [REDACTED]  
[REDACTED]  
**送信日時:** 2018年2月16日金曜日 13:39  
**宛先:** 土本 崇裕 ; [REDACTED]  
**件名:** 雑誌社等への判決写しの提供方法の見直しについて  
**添付ファイル:** 02【確定版】送付書 (出版社等への判決写し送付用) .docx  
**重要度:** 高

遠藤係長 様  
土本 様

雑誌社等への判決書写しの提供方法に係る見直しについて

#### 1 運用の見直し

判決書写しの提供が可となった場合、便宜供与の一環として、担当部において、判決書写しを作成の上、

民事訟廷から雑誌社等に直接送付する扱いとする。

ただし、送料は雑誌社等の負担とする点に変更はない。

平成30年2月19日以降の新規依頼から順次適用する。

#### 2 送付書について

全件、送付書を作成する扱いとする (※当該送付書には仮名処理を求める範囲及び第三者への交付に係る

留意事項を明記する。別添の記載例を参照。)

※ 送付書の発出名義は、「民事訟廷」又は「刑事訟廷」と統一する。

※ 裁判所が求める上記留意事項については、雑誌社等において遵守する旨誓約されることが望ましいことか

ら、雑誌社等が提出する依頼書に同様の文言を明記してもらうことが相当である。

#### 3 送料について

原則として、レターパック (510円又は360円) を同封してもらう扱いとする。

なお、同封されたレターパックの受領及び使用状況を明確にするため、依頼書 (原本) 余白に「●月●日レ

ターパックプラス (又はライト) 1通受領」、「●月●日発送済」等と付記し、担当者が押印する。

※ レターパックについては、受入後、各担当部署の管理者 (※訟廷管理官等の管理職員又は庶務係長) にお

いて、施錠可能な保管庫等で適正に管理する。



平成30年〇月〇日

〇〇株式会社 御中

名古屋高等（地方）裁判所民事（刑事）訟廷

Tel : 052-〇〇〇-〇〇〇〇 (ダイヤル)

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、〇月〇日付け書面により依頼のあった裁判書の写し〇通を別添のとおり送付しますので御査収ください。

なお、裁判書写しの取扱い及び雑誌等への掲載に当たっては、以下の点に御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 裁判書写しは、雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に交付しないこと。
- 2 雑誌等に掲載する場合には、当事者を含む個人の氏名（、法人その他の団体名）及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）を全て仮名処理すること（既に一部マスキングされている裁判書写しであっても、当該マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに留意する。）。

敬 具